

牧之原市建設工事執行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第9条 (略) (通則)</p> <p>第10条 (略) 2～6 (略)</p> <p>7 請負契約に定める請求、通知、報告、指示、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。</p> <p>8 (略)</p> <p>第11条 (略) (契約の保証)</p> <p>第12条 (略) 2 (略)</p> <p><u>3</u> 第1項の規定により、受注者が同項第2号から第4号までに掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第5号又は第6号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。</p> <p><u>4</u> 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1（低入札価格調査を受けて落札者とな</p>	<p>第1条～第9条 (略) (通則)</p> <p>第10条 (略) 2～6 (略)</p> <p>7 請負契約に定める<u>催告</u>、請求、通知、報告、指示、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。</p> <p>8 (略)</p> <p>第11条 (略) (契約の保証)</p> <p>第12条 (略) 2 (略)</p> <p><u>3</u> <u>受注者が第1項第3号から第6号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第55条の2第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。</u></p> <p><u>4</u> 第1項の規定により、受注者が同項第2号から第4号までに掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第5号又は第6号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。</p> <p><u>5</u> 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1（低入札価格調査を受けて落札者とな</p>

現行	改正案
<p>った受注者と締結した請負契約に係る保証の額にあつては、変更後の請負代金額の10分の3)に達するまで、契約担当者は保証の額の増額を請求することができ、受注者は保証の額の減額を請求することができる。</p>	<p>った受注者と締結した請負契約に係る保証の額にあつては、変更後の請負代金額の10分の3)に達するまで、契約担当者は保証の額の増額を請求することができ、受注者は保証の額の減額を請求することができる。</p>
<p>5 受注者は、第1項第3号から第5号までに掲げる保証を付したときにあつては当該保険委託契約の締結後直ちにその保険書等を市長に提出し、同項第6号に掲げる保証を付したときにあつては当該保険契約の締結後直ちにその保証証券を契約担当者に寄託しなければならない。</p>	<p>6 受注者は、第1項第3号から第5号までに掲げる保証を付したときにあつては当該保険委託契約の締結後直ちにその保険書等を市長に提出し、同項第6号に掲げる保証を付したときにあつては当該保険契約の締結後直ちにその保証証券を契約担当者に寄託しなければならない。</p>
<p>第13条・第14条 (略) (暴力団関係業者による下請負の禁止等)</p>	<p>第13条・第14条 (略) (暴力団関係業者による下請負の禁止等)</p>
<p>第14条の2 受注者は、<u>第51条第1項第6号ア</u>からオまでのいずれかに該当する者(以下「暴力団関係業者」という。)を下請負人としてはならない。</p>	<p>第14条の2 受注者は、<u>第52条の2第1項第10号ア</u>からオまでのいずれかに該当する者(以下「暴力団関係業者」という。)を下請負人としてはならない。</p>
<p>2～4 (略)</p>	<p>2～4 (略)</p>
<p>第15条～第20条 (略) (監督員)</p>	<p>第15条～第20条 (略) (監督員)</p>
<p>第21条 (略)</p>	<p>第21条 (略)</p>
<p>2～4 (略)</p>	<p>2～4 (略)</p>
<p>5 市長が監督員を置いたときは、この規則に定める請求、通知、報告、承諾及び解除であつて受注者が市長に対して行うものについては、第23条第4項の規定による請求を除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって市長に到達したものとみなす。</p>	<p>5 市長が監督員を置いたときは、この規則に定める<u>催告</u>、請求、通知、報告、承諾及び解除であつて受注者が市長に対して行うものについては、第23条第4項の規定による請求を除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって市長に到達したものとみなす。</p>

現行	改正案
<p>6 (略) (主任技術者、現場代理人等)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 専任の主任技術者(法第26条第3項の規定により専任の者でなければならない主任技術者をいう。以下同じ。)</p> <p>(3) 専任の監理技術者(法第26条第2項の規定により専任された専任の者でなければならない監理技術者をいう。以下同じ。)</p> <p>2 受注者は、次に掲げる者をおいたときは、その者の氏名等を主任技術者等通知書(様式第11号)により契約担当者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 現場代理人、主任技術者又は専任の監理技術者及び専門技術者は、兼ねることができる。</p>	<p>6 (略) (主任技術者、現場代理人等)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>監理技術者(法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。)</u></p> <p>(3) 専任の主任技術者(法第26条第3項本文の規定により専任の者でなければならない主任技術者をいう。以下同じ。)</p> <p>(4) <u>監理技術者補佐(法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。)</u></p> <p>(5) 専任の監理技術者(法第26条第5項の規定により専任された専任の者でなければならない監理技術者をいう。以下同じ。)</p> <p>2 受注者は、次に掲げる者を置いたときは、その者の氏名等を主任技術者等通知書(様式第11号)により契約担当者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 現場代理人、<u>監理技術者等(監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。)</u>及び専門技術者は、<u>これを兼ねることができる。</u></p>

現行	改正案
<p>第22条の2 (略)</p> <p>(工事関係者に関する措置請求)</p> <p>第23条 市長は、現場代理人がその職務(主任技術者若しくは専任の監理技術者又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつては、これらの者の職務を含む。)の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>2 市長又は監督員は、主任技術者又は専任の監理技術者、専門技術者(これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。)、下請負人、労働者その他受注者が工事を施工するために使用している者で工事の管理又は施工につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第24条・第25条 (略)</p> <p>(支給材料及び貸与品)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の規定による検査によっては発見することが困難であった隠れたかしがあり使用に適当でないと認めるときは、その旨を直ちに市長に通知しなければ</p>	<p>第22条の2 (略)</p> <p>(工事関係者に関する措置請求)</p> <p>第23条 市長は、現場代理人がその職務(監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつては、これらの者の職務を含む。)の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>2 市長又は監督員は、監理技術者等又は専門技術者(これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。)、下請負人、労働者その他受注者が工事を施工するために使用している者で工事の管理又は施工につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第24条・第25条 (略)</p> <p>(支給材料及び貸与品)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関し請負契約の内容に適合しないこと(第2項の規定による検査により発見することが困難であったものに限る。)などがあり使用に適</p>

現行	改正案
<p>ばならない。</p> <p>6～9 (略)</p> <p>10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくは<u>き損</u>し、又はその返還が不可能となったときは、市長の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。</p> <p>11 (略)</p> <p>第26条の2～第45条 (略) (部分引渡し)</p> <p>第46条 (略)</p> <p>第47条・第48条 (略)</p>	<p>当でない<u>と認め</u>たときは、その旨を直ちに市長に通知しなければならない。</p> <p>6～9 (略)</p> <p>10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくは<u>毀損</u>し、又はその返還が不可能となったときは、市長の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。</p> <p>11 (略)</p> <p>第26条の2～第45条 (略) (部分引渡し)</p> <p>第46条 (略)</p> <p><u>2 前項の規定により準用される第40条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算出する。</u>  <math display="block">\frac{\text{一部引渡指定部分に相応する請負代金の額} \times (1 - (\text{前払金額} / \text{請負代金額}))}{1}</math></p> <p><u>3 前条第5項の規定は、前項の規定による部分引渡しに係る請負代金の額の算定に当たって準用する。この場合において、同条第5項本文中「出来高金額」とあるのは「一部引渡指定部分に相応する請負代金の額」と、同項ただし書中「第3項の通知を受けた日から10日以内」とあるのは「第1項の規定により準用される第39条第2項前段の規定による通知を受けた日から14日以内」と読み替える。</u></p> <p>第47条・第48条 (略)</p>

現行	改正案
<p data-bbox="280 279 459 311"><u>(瑕疵担保)</u></p> <p data-bbox="235 327 1108 566">第49条 市長は、<u>工事目的物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、市長は、修補を請求することができない。</u></p> <p data-bbox="235 582 1108 909">2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、<u>第39条第4項又は第5項（第46条において準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けたとみなされる日から2年（木造その他これに準ずる構造の工作物の建設工事にあつては1年、設計図書で別に期間を定めた建設工事にあつては当該期間）以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は、10年とする。</u></p> <p data-bbox="235 925 1108 1085">3 市長は、<u>工事目的物が第1項の瑕疵により滅失し、又は毀損したときは、前項に定める期間内で、かつ、その滅失又は毀損の日から6月以内に第1項の権利を行使しなければならない。</u></p>	<p data-bbox="1176 279 1422 311"><u>(契約不適合責任)</u></p> <p data-bbox="1131 327 2004 566">第49条 市長は、<u>引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引き渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、市長は、履行の追完を請求することができない。</u></p> <p data-bbox="1131 582 2004 702">2 前項の場合において、<u>受注者は、市長に不相当な負担を課する者でないときは、市長が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。</u></p> <p data-bbox="1131 925 2004 1173">3 第1項の場合において、<u>市長が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、市長は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。</u></p> <p data-bbox="1153 1189 1691 1220"><u>(1) 履行の追完が不能であるとき。</u></p> <p data-bbox="1153 1236 1982 1308"><u>(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。</u></p>

現行	改正案
<p>4 <u>第1項の規定は、工事目的部の瑕疵が支給材料の性質又は契約担当者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。</u></p> <p>(履行遅滞の場合における損害金等)</p> <p>第50条 <u>受注者の責めに帰すべき事由により工期内に建設工事を完成することができない場合においては、市長は、損害金の支払を受注者に請求することができる。</u></p> <p>2 <u>前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、財務大臣が決定する率により計算した額とする。</u></p> <p>3 <u>市長の責めに帰すべき事由により、第40条第2項（第46条において準用する場合を含む。）に規定する期日までに請負代金が支払われなかった場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、財務大臣が決定する率により計算した額の遅延利息の支払を市に請求することができる。</u></p> <p>第5章 請負契約の解除 (市長の解除権)</p>	<p><u>(3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。</u></p> <p>(履行遅滞の場合における損害金等)</p> <p>第50条 <u>削除</u></p> <p>第5章 請負契約の解除 (市長の解除権)</p>

現行	改正案
<p>第51条 <u>市長は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、請負契約を解除することができる。</u></p> <p>(1) <u>正当な理由なく、建設工事に着手すべき期日を過ぎ、かつ、相当の期間を定めてその着手を催告したにもかかわらずその期間内に当該建設工事に着手しないとき。</u></p> <p>(2) <u>その責めに帰すべき事由により工期内に当該建設工事を完成しないとき、又は工期経過後相当の期間内に建設工事を完成する見込みが明らかでないときと認められるとき。</u></p> <p>(3) <u>相当の期間を定めてその設置を催告したにもかかわらずその期間内に第22条第1項各号に掲げる者を設置しなかったとき。</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げる場合のほか、請負契約に違反し、その違反により請負契約の目的を達することができないと認められるとき。</u></p> <p>(5) <u>第53条第1項の規定によらないで請負契約の解除を申し出たとき。</u></p> <p>(6) <u>受注者（受注者が共同企業体を結成している場合にあつては、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。</u></p> <p>ア <u>役員等（受注者が個人である場合にあつては当該個人をいい、受注者が法人である場合にあつては当該法人の役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同</u></p>	<p>第51条 <u>削除</u></p>

現行	改正案
<p><u>じ。)</u>が暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この号において「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下アにおいて「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下この号において同じ。))であると認められるとき。</p> <p><u>イ</u> 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。))又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。</p> <p><u>ウ</u> 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められるとき。</p> <p><u>エ</u> 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に有利な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。</p> <p><u>オ</u> アからエまでに該当するもののほか、役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められるとき。</p> <p><u>カ</u> 下請契約又は工事材料の購入契約その他の契約の締結に当たり、その相手方が暴力団関係業者であることを知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。</p> <p><u>キ</u> 暴力団関係業者を下請契約又は工事材料の購入契約その他の契約の相手方とした場合(カに該当する場合を</p>	

現行	改正案
<p><u>除く。)</u>に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。</p> <p>ク 発注者が第14条の2第3項の解除を求め、受注者が正当な理由がなくこれに従わなかったとき(キに該当する場合を除く。)</p> <p>2 前項の規定により請負契約を解除しようとするときは、請負契約解除通知書(様式第20号)により、受注者に通知するものとする。</p> <p>3 第1項の規定により請負契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として市長の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>4 市長は、第12条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。</p>	<p><u>(市長の催告による解除権)</u></p>
<p>第52条 市長は、建設工事が完成するまでの間は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、請負契約を解除することができる。</p>	<p>第52条 市長は、<u>受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、請負契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が請負契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。</u></p> <p><u>(1) 正当な理由なく、建設工事に着手すべき期日を過ぎ、かつ、相当の期間を定めてその着手を催告したにもか</u></p>

現行	改正案
<p>2 <u>前条第2項の規定は、前項の規定による解除に準用する。</u></p> <p>3 <u>市長は、第1項の規定により請負契約が解除されたことにより、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害につき必要な費用を負担しなければならない。</u></p> <p>4 <u>第26条の2第4項の規定は、前項の規定により、市長が負担する費用の額の決定に準用する。</u></p>	<p><u>かわらずその期間内に当該建設工事に着手しないとき。</u></p> <p><u>(2) 工期内に当該建設工事を完成しないとき、又は工期経過後相当の期間内に建設工事を完成する見込みが明らかにならないと認められるとき。</u></p> <p><u>(3) 相当の期間を定めてその設置を催告したにもかかわらずその期間内に第22条第1項各号に掲げる者を設置しなかったとき。</u></p> <p><u>(4) 正当な理由なく、第49条第1項の履行の追完がなされないとき。</u></p> <p><u>(5) 前各号に掲げる場合のほか、請負契約に違反したとき。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により請負契約を解除しようとするときは、様式第20号による請負契約解除通知書により、受注者に通知するものとする。</u></p> <p><u>(市長の催告によらない解除権)</u></p> <p><u>第52条の2 市長は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに請負契約を解除することができる。</u></p> <p><u>(1) 第13条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡</u></p>

現行	改正案
	<p><u>したとき。</u></p> <p><u>(2) 請負契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。</u></p> <p><u>(3) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。</u></p> <p><u>(4) 受注者が請負契約の目的物の完成の債務の絵里公を拒絶する意思を明確に表示したとき。</u></p> <p><u>(5) 請負者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。</u></p> <p><u>(6) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。</u></p> <p><u>(7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、市長が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。</u></p> <p><u>(8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）（以下「暴対法という」。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項に</u></p>

現行	改正案
	<p><u>において同じ。)</u> <u>又は暴力団員等(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)</u> <u>又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下この項において同じ。)</u> <u>が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。</u></p> <p><u>(9) 第54条及び第54条の2の規定によらないで請負契約の解除を申し出たとき。</u></p> <p><u>(10) 受注者(受注者が共同企業体を結成している場合にあつては、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)</u> <u>が次のいずれかに該当するとき。</u></p> <p><u>ア 役員等(受注者が個人である場合にあつては当該個人といい、受注者が法人である場合にあつては当該法人の役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)</u> <u>が暴力団員等であると認められるとき。</u></p> <p><u>イ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。</u></p> <p><u>ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められるとき。</u></p> <p><u>エ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に有利な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与して</u></p>

現行	改正案
<p>(受注者の解除権)</p> <p>第53条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、請負契約を解除することができる。</p>	<p><u>いると認められるとき。</u></p> <p><u>オ アからエまでに該当するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められるとき。</u></p> <p><u>カ 下請契約又は工事材料の購入契約その他の契約の締結に当たり、その相手方が暴力団関係者であることを知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。</u></p> <p><u>キ 暴力団関係者を下請契約又は工事材料の購入契約その他の契約の相手方とした場合（カに該当する場合を除く。）に、市長が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。</u></p> <p><u>ク 市長が第14条の2第3項の解除を求め、受注者が正当な理由がなくこれに従わなかったとき（キに該当する場合を除く。）。</u></p> <p><u>2 前条第2項の規定は、前項の規定による解除に準用する。</u></p> <p><u>(市長の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)</u></p> <p><u>第52条の3 第52条第1項各号又は前条第1項各号に定める場合が市長の責めに帰すべき事由によるものであるときは、市長は前2条の規定による契約の解除をすることができない。</u></p> <p><u>(市長の任意解除権)</u></p> <p>第53条 <u>市長は、建設工事が完成するまでの間は、第52条又は第52条の2の規定によるほか、必要があるときは、請負契約を解除することができる。</u></p>

現行	改正案
<p>(1) <u>第29条第1項の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。</u></p> <p>(2) <u>第29条の2第1項又は第2項の規定による建設工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が建設工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。</u></p> <p>(3) <u>市長が請負契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となったとき。</u></p> <p>2 <u>受注者は、前項の規定により請負契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償につき必要な費用の負担を市に請求することができる。</u></p>	<p><u>第52条第2項の規定は、前項の規定による解除に準用する。</u></p> <p>3 <u>市は、第1項の規定により請負契約が解除されたことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害につき必要な費用を負担しなければならない。</u></p> <p>4 <u>第26条の2第4項の規定は、前項の規定により市が負担する費用の額の決定に準用する。</u> <u>（受注者の催告による解除権）</u></p> <p><u>第54条 受注者は、市長が請負契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、請負契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行が請負契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでは</u></p>

現行	改正案
<p>(解除に伴う措置)</p> <p><u>第54条</u> 第39条第2項から第4項までの規定は、請負契約が解除された場合において準用する。この場合において、同条第2項前段中「前項の完成届出書の提出を受けたとき」とあるのは「解除の通知をし、又は解除の通知を受けたとき」と、「建設工事の完成」とあるのは「出来形部分」と、同条第4項中「工事目的物」とあるのは「出来形部分及び部分払の対象となった特殊な工場製品」と読み替える。</p>	<p><u>ない。</u></p> <p><u>(受注者の催告によらない解除権)</u></p> <p><u>第54条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、直ちに請負契約を解除することができる。</u></p> <p><u>(1) 第29条第1項の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。</u></p> <p><u>(2) 第29条の2第1項又は第2項の規定による建設工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が建設工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。</u></p> <p><u>(受注者の責めに帰すべき事由による解除の制限)</u></p> <p><u>第54条の3 第54条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。</u></p> <p>(解除に伴う措置)</p> <p><u>第55条</u> 第39条第2項から第4項までの規定は、請負契約が解除された場合において準用する。この場合において、同条第2項前段中「前項の完成届出書の提出を受けたとき」とあるのは「解除の通知をし、又は解除の通知を受けたとき」と、「建設工事の完成」とあるのは「出来形部分」と、同条第4項中「工事目的物」とあるのは「出来形部分及び部分払の対象となった特殊な工場製品」と読み替える。</p>

現行	改正案
<p>2～5 (略)</p> <p>6 受注者は、請負契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第2項の検査に合格した出来形部分に使用されているものを除き、市長に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失し、若しくは<u>き損</u>したとき、又は同項の検査に合格しなかった出来形部分に使用されているときは、代品若しくは原状に復した支給材料を返還し、又は返還に代えてその損害につき必要な費用を負担しなくてはならない。</p> <p>7 受注者は、請負契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を市長に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失し、又は<u>き損</u>したときは、代品若しくは原状に復した貸与品を返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。</p> <p>8・9 (略)</p>	<p>2～5 (略)</p> <p>6 受注者は、請負契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第2項の検査に合格した出来形部分に使用されているものを除き、市長に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失し、若しくは<u>毀損</u>したとき、又は同項の検査に合格しなかった出来形部分に使用されているときは、代品若しくは原状に復した支給材料を返還し、又は返還に代えてその損害につき必要な費用を負担しなくてはならない。</p> <p>7 受注者は、請負契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を市長に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失し、又は<u>毀損</u>したときは、代品若しくは原状に復した貸与品を返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。</p> <p>8・9 (略)</p>
	<p>10 <u>工事の完成後に請負契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については市長及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。</u>  <u>(市長の損害賠償請求等)</u></p> <p><u>第55条の2 市長は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。</u></p> <p><u>(1) 工期限内に工事を完成することができないとき。</u></p>

現行	改正案
	<p><u>(2) この工場目的物に契約不適合があるとき。</u></p> <p><u>(3) 第52条又は第52条の2の規定により、工事目的物の完成後に請負契約が解除されたとき。</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。</u></p> <p><u>2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として市長の指定する期間内に支払わなければならない。</u></p> <p><u>(1) 第52条又は第52条の2の規定により工事目的物の完成前に請負契約が解除されたとき。</u></p> <p><u>(2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。</u></p> <p><u>3 次の各号に掲げる者が請負契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。</u></p> <p><u>(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人</u></p> <p><u>(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人</u></p> <p><u>(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に</u></p>

現行	改正案
	<p style="text-align: center;"><u>よる再生債務者等</u></p> <p>4 <u>第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）が請負契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。</u></p> <p>5 <u>第1項第1号に該当し、市長が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、市長が別に定める割合で計算した額を請求することができるものとする。</u></p> <p>6 <u>第2項の場合（第52条の2第1項第8号及び第10号の規定により、請負契約が解除された場合を除く。）において、第12条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、市長は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（受注者の損害賠償請求等）</u></p> <p><u>第55条の3 受注者は、市長が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合が請負契約及び取引上の社会通念に照らして市長の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。</u></p> <p><u>（1） 第54条又は第54条の2の規定により請負契約が解除されたとき。</u></p> <p><u>（2） 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行を</u></p>

現行	改正案
	<p style="text-align: center;"><u>しないとき又は債務の履行が不能であるとき。</u></p> <p>2 <u>第40条第2項（第46条第1項において準用する場合を含む。）に規定する期日までに請負代金が支払われなかった場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、市長が別に定める割合で計算した額の遅延利息の支払を市に請求することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（契約不適合責任期間等）</u></p> <p><u>第55条の4 市長は、引き渡された工事目的物に関し、第39条第4項（第46条第1項において準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、市長が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。</u></p> <p>3 <u>前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。</u></p> <p>4 市長が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請</p>

現行	改正案
<p data-bbox="327 1193 517 1230">第6章 雑則</p> <p data-bbox="282 1243 405 1279">(保険等)</p> <p data-bbox="232 1292 434 1329">第55条 (略)</p>	<p data-bbox="1155 276 2011 523"><u>求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、市長が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任機関の内に請求等をしたものとみなす。</u></p> <p data-bbox="1128 536 2011 699">5 <u>市長は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。</u></p> <p data-bbox="1128 711 2011 831">6 <u>前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。</u></p> <p data-bbox="1128 844 2011 922">7 <u>民法第637条第1項の規定には、契約不適合責任期間については適用しない。</u></p> <p data-bbox="1128 935 2011 1182">8 <u>引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は市長若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、市長は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図が不适当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。</u></p> <p data-bbox="1223 1195 1413 1232">第6章 雑則</p> <p data-bbox="1178 1244 1301 1281">(保険等)</p> <p data-bbox="1128 1294 1330 1331">第56条 (略)</p>

現行	改正案
<p>(違約金等の徴収)</p> <p><u>第56条</u> (略)</p> <p>(あっせん又は調停)</p> <p><u>第57条</u> (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争若しくは<u>主任技術者若しくは専任の監理技術者</u>、専門技術者、下請負人、労働者その他受注者が工事を施工するために使用している者の工事の管理若しくは施工に関する紛争又は監督員の職務の執行に関する紛争については、第23条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により市長が決定を行った後又は受注者又は契約担当者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項に規定する期間が経過した後でなければ、市長又は受注者は、前項のあっせん又は調停を申請することができない。</p> <p>(仲裁)</p> <p><u>第58条</u> (略)</p> <p>(実施細目)</p> <p><u>第59条</u> (略)</p> <p>様式第1号～第2号の2 (略)</p>	<p>(違約金等の徴収)</p> <p><u>第57条</u> (略)</p> <p>(あっせん又は調停)</p> <p><u>第58条</u> (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争若しくは<u>監理技術者等</u>、専門技術者、下請負人、労働者その他受注者が工事を施工するために使用している者の工事の管理若しくは施工に関する紛争又は監督員の職務の執行に関する紛争については、第23条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により市長が決定を行った後又は受注者又は契約担当者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項に規定する期間が経過した後でなければ、市長又は受注者は、前項のあっせん又は調停を申請することができない。</p> <p>(仲裁)</p> <p><u>第59条</u> (略)</p> <p>(実施細目)</p> <p><u>第60条</u> (略)</p> <p>様式第1号～第2号の2 (略)</p>

現行

様式第3号(第11条関係)

建設工事請負契約書

1 建設工事名

収入  
印紙

2 建設工事箇所 牧之原市

3 工期 着手 年 月 日  
完成 年 月 日

4 請負代金額 ￥  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥)

5 請負代金の支払

前払金額 ￥  
部分払回数 回以内

6 契約保証金 ￥ (牧之原市建設工事請負契約約款第4条  
第1項第 号該当)

上記の建設工事について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の約款によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を所持する。

年 月 日  
静岡県牧之原市静波447番地1  
発注者 牧之原市長 印

住所  
受注者 商号  
氏名(法人にあつては、代表者の氏名) 印

改正案

様式第3号(第11条関係)

建設工事請負契約書

1 建設工事名

収入  
印紙

2 建設工事箇所 牧之原市

3 工期 着手 年 月 日  
完成 年 月 日

4 工事を施工しない日  
工事を施工しない時間帯

5 請負代金額 ￥  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥)

6 請負代金の支払

前払金額 ￥  
部分払回数 回以内

7 契約保証金 ￥ (牧之原市建設工事請負契約約款第4条  
第1項第 号該当)

上記の建設工事について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の約款によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を所持する。

年 月 日  
静岡県牧之原市静波447番地1  
発注者 牧之原市長 印

住所  
受注者 商号  
氏名(法人にあつては、代表者の氏名) 印

現行

様式第3号の2（第11条関係）

建設工事請負契約書

1 建設工事名 収  
入  
印  
紙

2 建設工事箇所 牧之原市

3 工 期 着手 年 月 日  
完成 年 月 日

4 請負代金額 ￥ \_\_\_\_\_  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ \_\_\_\_\_)

5 請負代金の支払  
前払金額 ￥ \_\_\_\_\_  
部分払回数 回以内

6 契約保証金 ￥ \_\_\_\_\_ (牧之原市建設工事請負契約約款第4条  
第1項第 号該当)

上記の建設工事について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の約款によって連帯して請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。  
この契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を所持する。

年 月 日  
発注者 静岡県牧之原市静波447番地1  
牧之原市長 印

受注者 共同企業体の名称  
住 所  
代表者 商 号  
氏 名 (法人にあつては、代表者の氏名) 印  
構成員 住 所  
氏 名 (法人にあつては、代表者の氏名) 印

改正案

様式第3号の2（第11条関係）

建設工事請負契約書

1 建設工事名 収  
入  
印  
紙

2 建設工事箇所 牧之原市

3 工 期 着手 年 月 日  
完成 年 月 日

4 工事を施工しない日  
工事を施工しない時間帯

5 請負代金額 ￥ \_\_\_\_\_  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ \_\_\_\_\_)

6 請負代金の支払  
前払金額 ￥ \_\_\_\_\_

7 契約保証金 ￥ \_\_\_\_\_ (牧之原市建設工事請負契約約款第4条  
第1項第 号該当)

上記の建設工事について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の約款によって連帯して請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。  
この契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を所持する。

年 月 日  
発注者 静岡県牧之原市静波447番地1  
牧之原市長 印

受注者 共同企業体の名称  
住 所  
代表者 商 号  
氏 名 (法人にあつては、代表者の氏名) 印  
構成員 住 所  
氏 名 (法人にあつては、代表者の氏名) 印

現行

様式第3号の3 (第11条関係)

建設工事請負仮契約書

- 1 建設工事名 取  
入  
印  
紙
- 2 建設工事箇所 牧之原市
- 3 工 期 着手 本契約締結の日(議会の議決の日)  
完 成 年 月 日
- 4 請負代金額 ¥ \_\_\_\_\_  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ \_\_\_\_\_)
- 5 請負代金の支払  
前払金額 ¥ \_\_\_\_\_  
部分払回数 \_\_\_\_\_回以内
- 6 契約保証金 ¥ \_\_\_\_\_ (牧之原市建設工事請負契約約  
款第4条第1項第 号該当)

7 契約の成立  
この契約が、牧之原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年牧之原市条例第48号)の規定により議会の議決を経たときは、これを本契約とする。  
なお、議会の議決を得られなかった場合、この契約は無効となり、発注者はこの契約に基づく損害賠償について一切の責任を負わない。

上記の建設工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の約款によって請負仮契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。  
この契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を所持する。

年 月 日  
年 月 日 議決

発注者 住所 静岡県牧之原市静波447番地1  
氏名 牧之原市長 印

受注者 住所  
商号  
氏名 (法人にあっては、代表者の氏名) 印

改正案

様式第3号の3 (第11条関係)

建設工事請負仮契約書

- 1 建設工事名 取  
入  
印  
紙
- 2 建設工事箇所 牧之原市
- 3 工 期 着手 本契約締結の日(議会の議決の日)  
完 成 年 月 日
- 4 工事を施工しない日  
工事を施工しない時間帯
- 5 請負代金額 ¥ \_\_\_\_\_  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ \_\_\_\_\_)
- 6 請負代金の支払  
前払金額 ¥ \_\_\_\_\_  
部分払回数 \_\_\_\_\_回以内
- 7 契約保証金 ¥ \_\_\_\_\_ (牧之原市建設工事請負契約約  
款第4条第1項第 号該当)

8 契約の成立  
この契約が、牧之原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年牧之原市条例第48号)の規定により議会の議決を経たときは、これを本契約とする。  
なお、議会の議決を得られなかった場合、この契約は無効となり、発注者はこの契約に基づく損害賠償について一切の責任を負わない。

上記の建設工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の約款によって請負仮契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。  
この契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を所持する。

年 月 日  
年 月 日 議決

発注者 住所 静岡県牧之原市静波447番地1  
氏名 牧之原市長 印

受注者 住所  
商号  
氏名 (法人にあっては、代表者の氏名) 印

現行

様式第3号の4（第11条関係）

建設工事請負仮契約書

1 建設工事名 \_\_\_\_\_

2 建設工事箇所 牧之原市 取  
入  
印  
紙

3 工 期 着手 本契約締結の日（議会の議決の日）  
完 成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

4 請 負 代 金 額 \_\_\_\_\_ ¥  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 \_\_\_\_\_ ¥)

5 請負代金の支払  
前払金額 \_\_\_\_\_ ¥  
部分払回数 \_\_\_\_\_ 回以内

6 契 約 保 証 金 \_\_\_\_\_ ¥ (牧之原市建設工事請負契約約款  
第4条第1項第 号該当)

7 契 約 の 成 立  
この契約が、牧之原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年牧之原市条例第48号）の規定により議会の議決を経たときは、これを本契約とする。  
なお、議会の議決を得られなかった場合、この契約は無効となり、発注者はこの契約に基づく損害賠償について一切の責任を負わない。

上記の建設工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の約款によって請負仮契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。  
この契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を所持する。

年 月 日  
年 月 日 議決

発 注 者 住 所 静岡県牧之原市静波447番地1  
氏 名 牧之原市長 印

受 注 者 共同企業体の名称  
代 表 者 住 所  
商 号  
氏 名 (法人にあっては、代表者の氏名) 印

構 成 員 住 所  
商 号  
氏 名 (法人にあっては、代表者の氏名) 印

改正案

様式第3号の4（第11条関係）

建設工事請負仮契約書

1 建設工事名 \_\_\_\_\_

2 建設工事箇所 牧之原市 取  
入  
印  
紙

3 工 期 着手 本契約締結の日（議会の議決の日）  
完 成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

4 ~~請負代金額~~ \_\_\_\_\_ ¥  
~~(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 \_\_\_\_\_ ¥)~~  
4 工事を施工しない日  
工事を施工しない時間帯

5 請 負 代 金 額 \_\_\_\_\_ ¥  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 \_\_\_\_\_ ¥)

6 請負代金の支払  
前払金額 \_\_\_\_\_ ¥  
部分払回数 \_\_\_\_\_ 回以内

7 契 約 保 証 金 \_\_\_\_\_ ¥ (牧之原市建設工事請負契約約款  
第4条第1項第 号該当)

8 契 約 の 成 立  
この契約が、牧之原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年牧之原市条例第48号）の規定により議会の議決を経たときは、これを本契約とする。  
なお、議会の議決を得られなかった場合、この契約は無効となり、発注者はこの契約に基づく損害賠償について一切の責任を負わない。

上記の建設工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の約款によって請負仮契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。  
この契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を所持する。

年 月 日  
年 月 日 議決

発 注 者 住 所 静岡県牧之原市静波447番地1  
氏 名 牧之原市長 印

受 注 者 共同企業体の名称  
代 表 者 住 所  
商 号  
氏 名 (法人にあっては、代表者の氏名) 印

構 成 員 住 所  
商 号  
氏 名 (法人にあっては、代表者の氏名) 印

現行

様式第4号（第11条関係）

建 設 工 事 請 書

1 建設工事名 収 入  
印 紙

2 建設工事箇所 牧之原市

3 工 期 着手 年 月 日  
完成 年 月 日

4 請負代金額 ￥ \_\_\_\_\_  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ \_\_\_\_\_)

5 その他

上記の建設工事の施行については、牧之原市建設工事請負契約款中受注者に関する規定を遵守し、仕様書、設計図書及び図面に基ついで相違なく完成します。

年 月 日

発注者 牧之原市長

住 所  
受注者 商 号  
氏 名 (法人にあつては、代表者の氏名) ㊞

改正案

様式第4号（第11条関係）

建 設 工 事 請 書

1 建設工事名 収 入  
印 紙

2 建設工事箇所 牧之原市

3 工 期 着手 年 月 日  
完成 年 月 日

4 工事を施工しない日  
工事を施工しない時間帯

5 請負代金額 ￥ \_\_\_\_\_  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ \_\_\_\_\_)

6 その他

上記の建設工事の施行については、牧之原市建設工事請負契約款中受注者に関する規定を遵守し、仕様書、設計図書及び図面に基ついで相違なく完成します。

年 月 日

発注者 牧之原市長

住 所  
受注者 商 号  
氏 名 (法人にあつては、代表者の氏名) ㊞

現行

様式第5号～第8号 (略)

様式第9号 (第20条関係)

工 程 表

1 建設工事名

2 建設工事箇所 牧之原市

3 工 期 着手 年 月 日  
完成 年 月 日

工 種	設 計 数 量	月			月			月			月		
		10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30
通計歩合	%												

上記のとおり施工したいので、工程表を提出します。

年 月 日

発注者 牧之原市長

受注者 住 所  
氏 名 (法人にあっては、代表者の氏名) ㊞

様式第10号 (略)

改正案

様式第5号～第8号 (略)

様式第9号 (第20条関係)

工 程 表

1 建設工事名

2 建設工事箇所 牧之原市

3 工 期 着手 年 月 日  
完成 年 月 日

工 種	設 計 数 量	月			月			月			月		
		10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30
通計歩合	%												

上記のとおり施工したいので、工程表を提出します。

年 月 日

発注者 牧之原市長

受注者 住 所  
氏 名 (法人にあっては、代表者の氏名) ㊞

様式第10号 (略)

現行

様式第11号（第22条関係）

主任技術者等通知書

1 建設工事名 \_\_\_\_\_ 工事  
 ( 年 月 日契約締結)

2 主任技術者の氏名

区分	職名	氏名	担当工事種類	資格区分	
				第7条第2号	第15条第2号
主任技術者				イロハ	
専任の主任技術者				イロハ	イロハ
専任の監理技術者					イロハ
現場代理人					
専門技術者				イロハ	

先に請負契約を締結した建設工事の主任技術者等の氏名等を、上記のとおり通知します。

年 月 日

発注者 牧之原市長

住所  
 受注者 商号  
 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）

備考 資格区分欄は、建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は第15条第2号イ、ロ若しくはハのうち、該当するものを○で囲むこと。

改正案

様式第11号（第22条関係）

主任技術者等通知書

1 建設工事名 \_\_\_\_\_ 工事  
 ( 年 月 日契約締結)

2 主任技術者の氏名

区分	職名	氏名	担当工事種類	資格区分	
				第7条第2号	第15条第2号
主任技術者				イロハ	
専任の主任技術者				イロハ	イロハ
監理技術者					イロハ
監理技術者補佐				イロハ	イロハ
専任の監理技術者					イロハ
現場代理人					
専門技術者				イロハ	

先に請負契約を締結した建設工事の主任技術者等の氏名等を、上記のとおり通知します。

年 月 日

発注者 牧之原市長

住所  
 受注者 商号  
 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）

備考 資格区分欄は、建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は第15条第2号イ、ロ若しくはハのうち、該当するものを○で囲むこと。

現行

改正案

様式第12号～第13号 (略)

様式第12号～第13号 (略)

様式第14号 (第30条関係)

様式第14号 (第30条関係)

工期延長請求書

工期延長請求書

- 1 建設工事名
- 2 建設工事箇所 牧之原市
- 3 請負代金額 円
- 4 契約年月日 年 月 日
- 5 工期 着手 年 月 日  
完成 年 月 日
- 6 変更完成期日 年 月 日
- 7 工期延長の理由

- 1 建設工事名
- 2 建設工事箇所 牧之原市
- 3 請負代金額 円
- 4 契約年月日 年 月 日
- 5 工期 着手 年 月 日  
完成 年 月 日
- 6 変更完成期日 年 月 日
- 7 工期延長の理由

上記のとおり工期の延長を請求します。

上記のとおり工期の延長を請求します。

年 月 日

年 月 日

発注者 牧之原市長

発注者 牧之原市長

受注者 住所  
商号  
氏名 (法人にあつては、代表者の氏名) ㊞

受注者 住所  
商号  
氏名 (法人にあつては、代表者の氏名)

現行

様式第15号(第30条関係)

変更工程表

- 1 建設工事名
- 2 建設工事箇所 牧之原市
- 3 工期 着手 年 月 日  
完成 年 月 日

工 種	設計数量	月			月			月			月		
		10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30
通計歩合	%												

上記のとおり変更したいので、変更工程表を提出します。

年 月 日

発注者 牧之原市長

受注者 住所  
商号  
氏名(法人にあっては、代表者の氏名) ㊟

備考 変更した部分は、朱書きすること。

改正案

様式第15号(第30条関係)

変更工程表

- 1 建設工事名
- 2 建設工事箇所 牧之原市
- 3 工期 着手 年 月 日  
完成 年 月 日

工 種	設計数量	月			月			月			月		
		10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30
通計歩合	%												

上記のとおり変更したいので、変更工程表を提出します。

年 月 日

発注者 牧之原市長

受注者 住所  
商号  
氏名(法人にあっては、代表者の氏名)

備考 変更した部分は、朱書きすること。

現行

様式第16号 (第39条関係)

完 成 届 出 書

- 1 建設工事名
- 2 建設工事箇所 牧之原市
- 3 請負代金額
- 4 契約年月日 年 月 日
- 5 工 期 着手 年 月 日  
完成 年 月 日
- 6 完成年月日 年 月 日

上記のとおり完成したので、届け出ます。

年 月 日

発注者 牧之原市長

受注者 住 所  
商 号  
氏 名 (法人にあっては、代表者の氏名) ㊟

改正案

様式第16号 (第39条関係)

完 成 届 出 書

- 1 建設工事名
- 2 建設工事箇所 牧之原市
- 3 請負代金額
- 4 契約年月日 年 月 日
- 5 工 期 着手 年 月 日  
完成 年 月 日
- 6 完成年月日 年 月 日

上記のとおり完成したので、届け出ます。

年 月 日

発注者 牧之原市長

受注者 住 所  
商 号  
氏 名 (法人にあっては、代表者の氏名)

現行

様式第17号(第39条関係)

修補完了届出書

- 1 建設工事名
- 2 建設工事箇所 牧之原市
- 3 請負代金額
- 4 契約年月日 年 月 日
- 5 工期 着手 年 月 日  
完成 年 月 日
- 6 完成年月日 年 月 日
- 7 検査年月日 年 月 日
- 8 修補事項
- 9 修補完了年月日 年 月 日

上記のとおり修補を完成したので、届け出ます。

年 月 日

発注者 牧之原市長

住所  
受注者 商号  
氏名 (法人にあっては、代表者の氏名) ㊟

改正案

様式第17号(第39条関係)

修補完了届出書

- 1 建設工事名
- 2 建設工事箇所 牧之原市
- 3 請負代金額
- 4 契約年月日 年 月 日
- 5 工期 着手 年 月 日  
完成 年 月 日
- 6 完成年月日 年 月 日
- 7 検査年月日 年 月 日
- 8 修補事項
- 9 修補完了年月日 年 月 日

上記のとおり修補を完成したので、届け出ます。

年 月 日

発注者 牧之原市長

住所  
受注者 商号  
氏名 (法人にあっては、代表者の氏名)

現行

改正案

様式第18号 (略)

様式第18号 (略)

様式第19号 (第45条関係)

様式第19号 (第45条関係)

出来形確認請求書

出来形確認請求書

1 建設工事名

1 建設工事名

2 建設工事箇所 牧之原市

2 建設工事箇所 牧之原市

3 工期 着手 年 月 日  
完成 年 月 日

3 工期 着手 年 月 日  
完成 年 月 日

4 請負代金額 円

4 請負代金額 円

5 出来形の内容

5 出来形の内容

工種	単位	設計 数量 A	出来高 量 B	出来高歩合 $B \div A$ $\times 100 = C$	構成 比率 D	通 出来 歩 C $\times$ D	計 高 合	摘 要
				%			%	

工種	単位	設計 数量 A	出来高 量 B	出来高歩合 $B \div A$ $\times 100 = C$	構成 比率 D	通 出来 歩 C $\times$ D	計 高 合	摘 要
				%			%	

年 月 日現在における第 回出来形の確認を請求します。

年 月 日現在における第 回出来形の確認を請求します。

年 月 日

年 月 日

発注者 牧之原市長

発注者 牧之原市長

受注者 住所  
商号  
氏名 (法人にあっては、代表者の氏名) ㊞

受注者 住所  
商号  
氏名 (法人にあっては、代表者の氏名)

現行	改正案
様式第19号・第20号 (略)	様式第19号・第20号 (略)